【司会(田中)】 松元様、どうもありがとうございました。

また後ほど, 質疑応答のときによろしくお願いいたします。

では次に、松嶋希会弁護士から、「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」という演題で御報告を頂きます。

松嶋先生は、元JICAウズベキスタン長期専門家であり、ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援において、多大なお働きをされました。

松嶋先生の発表原稿の資料といたしましては、講演レジュメの冊子の中にプロジェクトの概要説明とICDニュース第33号に寄稿していただきました注釈書を配布されたときの苦労話を書いておられます「ウズベキスタンで本配り」というのが入っております。併せて御参照ください。

では、松嶋先生、よろしくお願いします。

## 報 告

## 「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」 松嶋希会 元 JICA ウズベキスタン長期派遣専門家・弁護士



【松嶋】 昨年の10月までJICA長期専門家としてウズベキスタンで活動 しておりました松嶋希会と申します。

本日のテーマはプロジェクトにおける普及活動に絞られておりますので,このプロジェクト,実はマイナーで知っている方少ないと思いますが,プロジェクト全体の説明や,あと,普及段階の前の注釈書を作成す

る段階での問題点等は割愛させていただきます。

先ほど御紹介いただきました卓上配布 (135頁参照) の方で, そちら補う形で資料を 配らせていただいていますので, そちらを御参照ください。

簡単に申し上げますと、プロジェクトの内容ですが、2003年に大改正されたウズベキスタンの倒産法が正しく理解され、適切に運用されるように、倒産法の解説書を作ろうというプロジェクトです。

PDM上は注釈書を作るというのが、実は目標となっています。ただ、こちらの心意気としては、その注釈書を通して、実務に関する人の倒産法の理解が進むというのもありまして、これが普及活動につながったというものです。

プロジェクトのカウンターパートは、最高経済裁判所、倒産事件を扱う裁判所です。 ただし、実際に注釈書を書いたのは、そこの裁判官だけではなく、弁護士、検察官、あ と倒産事件にかかわる国家機関の職員の方々です。

本プロジェクトでは、注釈書をウズベキスタン側関係者と一緒に作りますが、一緒に作った人たちの倒産法の理解を向上させるということが最終目標、目標というか、プロジェクトの最終目標ではなく、ここにもありますように、ウズベキスタンという国全体で、倒産法の運用が改善されることを目指しています。そこで、多くの人に注釈書を読

んでもらわないといけない。多くの人に倒産法を理解してもらわないといけないという ことで、普及活動が行われました。

プロジェクト自体は、大体2005年4月ごろ、ここでは2004年10月と書いてありますが、大体2005年の4月ごろから始まりましたが、しかし普及活動というのは、2007年4月、昨年の4月から昨年の10月までの半年間だけです。どのような活動を行ったのかについては、先ほど申し上げましたとおり、卓上の「プロジェクト報告」を読んでいただければと思います。活動自体は本当にシンプルで、まずロシア語で作った注釈書を多言語、ウズベク語、日本語、英語で作ります。後はとにかく本を配る、関係者に配るのですが、配り切れなかったとしても、知ってもらうために宣伝をします。それを見た人が手にとってもらえるように、公共の図書館なり、そういう貸し出してくれるようなところにも働きかけて、本を配ります。地方でも、一応、本を配るという名目も大きかったのですが、倒産法に関するセミナーを開催しています。

本日は、そのような活動をしている中で気がついた課題として、以下の4点を挙げた いと思います。

まず1点目が、普及活動の対象です。だれに対して普及活動を行うのかということで す。

2点目が、普及活動の範囲、これは地理的な範囲という意味です。地方への普及という点を強調したいと思います。

3点目が、対象にかかわることですが、多言語での出版です。

4点目が、普及活動の主体です。普及活動はだれがやるべきなのか、相手国側なのか、 日本も参加するのかという問題です。

まず,第1点目の普及活動の対象で,だれに対して普及活動を行うべきかという点です。

プロジェクトの当初の構想では、カウンターパートである最高経済裁判所の裁判官に 注釈書を利用してもらうということを考えていたようです。それなので、PDMでも、裁 判官が事件処理に当たり注釈書を利用できるような体制をつくるというのが実際のプロ ジェクトの目標になっています。

しかし、当然のことですが、倒産事件には裁判官だけではなく様々な人が関与します し、また倒産法というのは、倒産する企業、その債権者、株主といった様々な人の権利 義務を規制する法律ですので、倒産法の運用を改善するという観点からはもちろん、運 用する裁判官だけではなく、その倒産法の適用を受ける、利用する側として、主に民間 にも知ってもらう必要があります。

そこで、プロジェクトでは、裁判官といった法律の運用側だけではなく、倒産法を利用する民間側も普及活動の対象としました。例えば、ここに書いてあるのは、まず企業、一番当事者になる企業、企業の中にも法務部もありますし、そちらの方に宣伝をしていきました。あと、大口債権者に一番なるであろう銀行。ウズベキスタンの倒産法の中では、弁護士の役割は低いですが、でも銀行の代理人等になることも多いので、弁護士等

に本を配って, セミナーの参加も呼びかけました。

そのほかに、将来、これらの分野で活動すると思われる学生、学校、教育機関、あと ビジネススクールも対象としまして、本を配ったり、セミナーの呼びかけをし、セミナ ーに一応、呼びかけ、何故呼びかけでとまっているかというと、後で触れる問題でもあ りますが、こちらとしては、対象としては、民間セクターも広く入れています。

ただし、ここで問題がありまして、カウンターパート、最高経済裁判所のやる気の問題が大きく問題となりました。

普及活動の対象をカウンターパートである最高経済裁判所の裁判官以外に広げたので、 実際のところ裁判所からしますと、自分のところの裁判官に注釈書を配ったという時点 で、もうそれ以上の活動にインセンティブがなく、裁判所として、民間の人にまで倒産 法を知ってもらうということには、非常に消極的でした。

ここはセミナー開催の対象者,本を配るというところでも,カウンターパートともめ たところです。

実際にどういう対応をしたのかというと、できる限り、倒産法というのはこうなんだから、民間も知らなくてはいけないということを言って、時にはちょっと資金面もちらつかせて、お願いはしました。それでも動いてくれないときは、日本側というか、私の方で進めました。

実際、JICAの協力というのは、相手国側と協同してやるということが基本ではありますが、ただ、銀行等を回りましたら、民間側がこの倒産法に対してもっと知りたいと、いつも裁判所内だけですべてが回っているというのに不満もありましたので、需要という点からはやはり是非ここは民間の方にも倒産法を知ってもらわないといけないということで、時には、日本側だけで進めました。

次に、普及活動の地理的範囲について言及したいと思います。これは課題というものではありませんが、地方への普及という点をここで強調させていただきたいと思います。

倒産事件の数はもちろん首都が圧倒的に多いのですが、ここで地方を強調するのは、 他の途上国でも、先ほどラオスでも指摘があったと思いますが、中央と地方の格差が広 いということからです。ウズベキスタンも物流、情報網が発達しているわけではないの で、中央と地方での情報格差が顕著でした。

地方セミナーには、中央機関の人も連れていって、そういう現状を一緒に見ますが、 ちょっとここはラオスと違うなと思いましたが、どうも地方の遅れを認識はしますが、 それを中央機関が何とかしなくてはいけないという危機感があまりなかった、感じられ ないということがありまして、また人員がいない、中央機関にも人員がいない、予算も 取れないといった理由から、余り対応できなかったようだったので、プロジェクトとし て、地方での普及にも力を入れました。

1点、補足ですが、先ほど述べたように、地方では通信インフラが整っていませんし、 あとパソコンといった機器も普及していないので、地方への普及には、書籍の配布、プ リントしてあるものや、現地でのセミナーといった地道で、かつ原始的な活動でなけれ ば、効果が出ないのではないかと感じました。今、電子データにしてインターネットに 掲載すれば、だれでも手に入るというような環境は、先進国だけで、首都のタシケント でも、実際には通用しないのではないかとは思いました。

3点目の課題は、これは先ほど言ったように対象範囲とも関係することですが、**多**言語での普及です。

ウズベキスタンのプロジェクトでは、注釈書はまずロシア語で作成されましたが、その後に翻訳してウズベク語版も出版しています。中央アジアでは、今でも広くロシア語が利用されていますが、地方ではもうウズベク語が主流です。また、1991年に独立してから、ウズベク政府が、ウズベク語化、国語であるウズベク語を強化する政策をとっておりますので、今現在、タシケントの首都でも、20代前半以下の若者は、一般会話以外のロシア語を理解するのはもうかなり難しくなってきています。

ただし、一方で、ソ連時代の、ソ連の影響で、ウズベク語が分からないウズベキスタン共和国の人というのもかなり存在します。例えばロシア系の人、朝鮮系の人、これらの人はロシア語を大体母語としています。また、ウズベク人であっても、大体40代以上でソ連時代に教育を受けた人たちは、大体ロシア語で教育を受けていますし、留学するのもモスクワといったロシアなので、実際に倒産法の注釈書をウズベク語で読む・書くは難しいとのことです。

したがいまして、現時点のウズベキスタンでは、国語であるウズベク語だけでは足りず、ロシア語とウズベク語の2つの言語の書籍がないと、今回の注釈書は全国的に普及しないという状況です。この点は、ウズベキスタンに限らず、中央アジアという地域の特徴だと思います。いまだに二重言語といいますか、現在は2つの言語を意識しないといけないということになっています。

また,注釈書は,英語版でも出版する予定です。ウズベキスタンも外資導入に積極的なので,ロシアはもちろん,ヨーロッパ諸国,トルコ,イスラエル,韓国の企業が活動していまして,倒産法に対する関心は非常に高く,これらの企業から,またタシケントの弁護士事務所の弁護士からも,ロシア語版ではなく英語版が欲しいという問い合わせが来ています。

ここで、英語版は必要ではありますが、問題もありまして、この英語版が欲しいという需要は、カウンターパートである最高経済裁判所自体から出てきているわけでもありません。そういうことなので、余りカウンターパートの最高経済裁判所としても英語版を出すということに主体性がなく、そんなに協力してもらうこともありませんが、出た後にちゃんと配ってくれるのかというのは、かなり今も不安があります。

最後になりますが、普及活動の主体、普及活動はだれが行うのかという問題に言及したいと思います。

今回の連絡会では、成果物の普及の必要性やその手法が検討されていますが、午前中 の講演や、ラオスの例でもありましたように、国によっては、いわゆる成果物の作成に のみ日本が参加し、普及活動は相手国側が自主的に行うというプロジェクトもあります し、逆に、普及活動をメーンにしたプロジェクトというか、プロジェクトフェーズを設けているところもあると思います。

ウズベキスタンのプロジェクトは、一応普及活動をやっているとは言いましたが、実際はどうだったかと言いますと、日本側も関与しての普及だったのかといいますと、現実は少し異なり、実態に合った言い方にしますと、日本側の普及活動の一部にウズベキスタン側カウンターパートが参加したという形で終わったと言わざるを得ないと思います。

何故かと言いますと、いろいろと私のマネジメント能力の問題もありますが、一番の問題はプロジェクトの開始当時、PDMを作った当時に、実は普及活動を予定していなかった、合意していなかったからです。そのため、普及活動の期間も半年しかないですし、それで普及活動としては中途半端だったように思います。現に、ウズベク語版の出版も実際にはプロジェクト期間終了後、プロジェクトは9月末に終わりましたが、急ぎましたが、10月の第1週に発刊、もう私の離任する1週間ぐらい前に発刊となりましたし、地方でのセミナーもプロジェクト期間内にすべてをできなかったので、一部、プロジェクトの終了後にJICAの事務所のナショナルスタッフで、よくこのプロジェクトに参加していてくれたスタッフにお願いして、何とかカウンターパートなり関係機関を引っ張って、セミナーをやってもらいました。英語版に至っては、実はまだ、今現在作成途中でして、今年度内には、もちろん出さないといけないので、そのように進めています。

終わってからの感想になりますが、もう少し、日本が関与することを念頭に、また、もう少し戦略立った普及活動をすることを念頭に、プロジェクトの中での普及活動の比重をもう少し大きくしたプロジェクトとして最初立ち上げるべきではなかったかと、終わってからの感想ですが、そう思います。

ここで、何故このプロジェクトはウズベキスタン側の自主的な普及活動ではなく、日本も関与した活動が望ましかったと考えるかという理由は2点あります。こちらの2点は午前中、稲葉部長、佐藤専門員等からも、指摘されていることの繰り返しになりますが、日本が普及活動に参加しなくてはいけないのか否かの基準になるかと思います。

1点目は、相手国側に、法整備の経験やその人材、ノウハウ、予算があるかという点です。予算はちょっとおいておきますが、ウズベキスタンでは、どうも法律の運用をよくするためには、利用者側の能力も向上させねばならないという意識がなかったとも言えると思います。

利用者側には、本当に法律を知りたいと、もっといろいろと議論もしたい、国側と裁判官とも、立法者側とも議論をしたいという要望はありましたが、国側が余りその必要性を認識してなかったようです。実際、今まで、ある一定の法律に関する普及活動というのを聞いてみましたところ、国の側だけで、セミナーなら国の関係機関の人だけを呼んでいたというような状態でした。

ただし、法律というのは、運用者と利用者の両方によって運用されているので、このような視点を入れるためにも、日本ががつがつと入っていってでも、民間の側を引きず

っていくべきだったと思っています。

ウズベキスタンのプロジェクトでは、結果的には、この点に日本側がやり過ぎたのか、 もっとウズベク側を巻き込むべきだったのかというのもあると思いますが、どちらにせ よ、プロジェクト形成時に、カウンターパートから、普及活動をやろうと、どういう普 及活動をやろうという確約をとるとか、更に1点思ったのは、カウンターパートにこだ わらず普及活動においては、協力機関を指定して普及活動に参加してもらうという方法 もあったと思います。

このような協力機関を指定する場合においても、必ずプロジェクト形成時に、その機関と合意をしておくべきです。サインとまでは言いませんが、合意を、ちゃんと書面でしておくべきだと思います。

このウズベキスタンのプロジェクトでは、倒産事件に関する国家機関が協力機関として位置付けられて、一応協力はするよということで口では言いますが、いざ、セミナーをやろうとか、プレゼンやろうといったときには、うちはカウンターパートではないから、そういうのは最高経済裁判所とやってというふうに言って、面倒なことは逃げてしまうということもありましたので、プロジェクトの形成時に、こういう注釈書を作るので、あなたの機関にもお渡しします、だから、こういう普及活動には参加してくださいというふうに、もっとしっかり合意しておくべきだったと思います。

日本が参加すべきかどうかの2点目の基準ですが、これももう、これまで随分発表者 の方が指摘されているところですが、プロジェクトの支援の内容です。

支援が、このウズベキスタンプロジェクトのような特定法令についての支援なのか、 それともあるカウンターパート機関に対する、その機関の職員の能力の向上といった、 特定機関への支援かということです。

特定法令への支援の場合、法令に関係するであろう多くの人に普及をする必要がありますが、この場合、普及対象とカウンターパートが一致しないので、なかなかカウンターパートにインセンティブがなかったり、やってもいいと言ったとしても、一国家機関がそういう関係者を全部まとめ上げるというのは、国によってはなかなか難しいという問題あると思います。

このような場合にも、日本が参加して、ODAプロジェクトとして、関係機関を巻き込んで、プロジェクトとして普及活動を行う必要があるのではないかと思いました。

一方で、特定機関の支援ですと、カウンターパートが自分たちの利益にもなるということで、プロジェクト終了後に自主的にか、先ほどラオスのように、JICA事務所のモニタリングの下にか、モニタリングがつく場合もあるとは思いますが、日本がそんなに表立って参加しないという普及活動もあるかと思いました。

ただし、もちろんこの場合、能力の問題がありますので、特定機関の中に普及活動が できるほど人材が育っていなければ、もちろん日本が参加するという考えもあるかと思 います。

最後になりますが、もう皆さん、言い尽くされてきたことですが、日本がどこまで踏

み込むか、日本がどこまで普及活動に参加するかは、相手国側の認識や経験、また支援 内容それぞれだと思います。ただし、どんな場合にしても、普及活動というものは必要 であり、これはもう皆さんの共通の認識だと思いますので、プロジェクトの開始時点で、 どのような普及活動が必要なのか、そこで日本はどこまで関与するのか、関与しない場 合には、だれがどのような普及活動を行うのか、これをPDMに入れるのは難しいという のか、入れることできませんが、それでも、プロジェクトを作るときには、これらの点、 日本が関与しないから知らないというのではなく、その後の方も検討すべき課題だと思 います。

簡単ですが、発表をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。 (拍手)

【司会(田中)】 松嶋先生、どうもありがとうございました。ウズベキスタンのプロジェクトにつきましては、後方にありますICDニュースにも何度も記事を掲載しておりますので、また適宜、御興味のある方は御覧いただきたいと思います。

では次に、森永太郎検事から、「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」という演題で報告していただきます。

森永検事は、元JICAベトナム長期専門家であり、現在、東京地方検察庁勤務の傍ら、ベトナム民法共同研究会の委員としても御活躍いただいております。

森永検事の発表の参考資料といたしましては、レジュメの冊子内にJICAの対ベトナム 法制度整備プロジェクトの概要説明資料を添付しております。なお、森永検事は昨年3 月末に任期を終えられて、ベトナムから東京に戻られる際に、司法省から特別な賞を授 与されまして、長年のベトナム司法省に対する功績をたたえられた方でもありまして、 法整備支援関係者一同にとって、相手方からそのように高く評価されることについて、 非常にうれしく思っております。

では, 森永検事, よろしくお願いします。

## 報告

「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」 森永太郎 元 JICA ベトナム長期派遣専門家・東京地方検察庁検事



【森永】 御紹介いただきました、東京地検刑事部の森永でございます。 昨年の3月まで、このベトナムの法整備支援のフェーズ3という支援 プロジェクト2003年7月1日から2007年3月31日までの後ろの3年弱を担当しておりました。

このプロジェクト,ベトナムは恐らく日本の法整備支援のプロジェクトとしては、いわば最古参といいますか、非常に古いものでございまして、もう10年を超えておるプロジェクトでございます。

第3フェーズに至りましては、かなり活動規模も広がりまして、こちらに若干、ごく